

## 仙南・仙塩広域水道用水供給事業における濁度上昇対応について

### ○ 概要

令和4年12月9日（金）11時43分、仙南・仙塩広域水道の高区調整池<sup>※1</sup>（仙台市太白区茂庭）において、電気通信設備の定期点検中に緊急遮断弁<sup>※2</sup>が閉止し、高区調整池からの用水供給が停止しました。

速やかに遮断弁を全開し、用水供給を再開しましたが、遮断弁が開閉したことに伴い、送水管等に付着する濁質<sup>※3</sup>が水道用水に遊離したことから、水質基準の一つである濁度が一時的に上昇し、松島受水点において法定基準より厳しく定めた要求水準を超過する事案が発生しました。

水道法に定める水道水質基準は遵守しており、健康上の問題はありません。また、この事案に伴う断水は発生していません。

### ○ 影響の範囲

仙台市、富谷市、多賀城市、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、松島町

※ 高区調整池より下流側の受水市町

### ○ 水質測定結果<sup>※4</sup>

受水地点	市町村	濁度（最大値） 〔濁度上昇が測定された時間〕	要求基準
松島受水点	松島町	0.4度〔12/10 15:30～16:20〕	県の独自基準：0.1度以下 水道法の水質基準：2度以下
高森受水点	仙台市泉区	0.1度〔12/10 4:20〕	

※ その他の受水地点において濁度上昇はありません。

### ○ 原因

事案発生時、高区調整池では通信設備の定期点検を実施しており、みやぎ型管理運営方式<sup>※5</sup>の運営権者である「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」から維持管理に係る業務委託を受けた「株式会社みずむすびサービスみやぎ」及び点検業者が、白石市の浄水場との間で通信確認を実施していました。

浄水場の中央監視室から、遮断弁を閉止するための信号が高区調整池に到達することを確認する作業を行った際、遮断弁を実際に作動させないように施す事前措置（養生作業）が不十分であったため、遮断弁が閉止したものです。

## ○ 対応

事案発生後、高区調整池から下流の制御室や受水点において水質試験を実施しました。水質は水道法の水質基準を満足していましたが、濁度については要求水準を上回っていたため、送水管路の途中にある複数の排水施設から水道用水を排水することによって濁度の低下を図り、令和4年12月10日（土）16時30分に対応を完了しました。

## ○ 今後の予定

本事案の発生を受け、運営権者に対して令和4年12月21日付けでモニタリング基本計画書第3.に基づく改善命令を運営権者に対して通知しました。

今後は、運営権者から改善計画の提出を受け、その内容を確認するとともに、随時モニタリングを行い、この計画に基づく改善が行われているか確認してまいります。

※1 水を安定的に供給するため、送水管の途中に設置する貯水槽。

※2 地震等により管路から大規模な漏水が発生した場合、二次被害を防止するために速やかに管路を遮断する弁。

※3 水道水には様々な成分が含まれており、酸化した鉄分などが管路に付着することがあります。

※4 計器測定値の0.38度を0.1度単位で表示したもの。また、高森受水点（仙台市泉区）において0.11度を測定しましたが、同様に0.1度と表示するため、要求水準の超過には当たりません。

※5 PFI事業の一つである公共施設等運営権（コンセッション）方式を県企業局が運営する上水道、工業用水道、流域下水道の計9事業に適用し、令和4年4月から運営権者により浄水場や下水処理場の運営・管理を行っています。

### (位置図)

